

| | | | | | |
|---|---|----|--------|--|--------|
| 所管部課 | 健幸いきいき部地域包括ケア推進課 | 部長 | 川口 莊一 | | |
| 件名 | 東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部を改正する規則について | | | | |
| | 区分 | ○ | 1 審議事項 | | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | |
| | 部課機関 | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>介護保険法の改正に伴い、令和6年3月15日に「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第71号）」の全部を改正する件について告示されたことを踏まえ、標記規則について改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①管理者の責務及び兼務範囲の明確化 提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p> <p>②身体的拘束等の適正化の推進 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p> <p>③「書面掲示」規制の見直し 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。</p> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則の内容を改正後の国の基準に適合させることにより、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業の適正化に資することができる。</p> | | | | | |
| 2. 経過（現時点に至るまでの経過） | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月15日 告示の公布 ・文書課において審査済み。 | | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | | |
| 4. 主管部処理案（検討結果等） | | | | | |
| 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 | | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。